

有資格業者の指名停止措置について

近畿運輸局は、有資格業者1者に対し、「工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」に基づく指名停止措置を行った。

記

1. 指名停止業者及び措置の内容

株式会社佐藤渡辺

期間：令和7年1月10日～令和7年3月9日（2ヶ月）

範囲：近畿運輸局管内

2. 指名停止の理由

福島県石川町が発注した複数の公共工事を巡り、入札前に受注予定者などを決める「受注調整」をしていたとして、令和6年10月7日、水谷工業株式会社の従業員、株式会社福産建設の専務取締役及び株式会社佐藤渡辺の石川営業所長が、郡山区検に談合罪で略式起訴された。

当該事実は、「工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」の制定について」（平成9年5月30日付け官会第1242号）の別表第2第8号ロ（公契約関係競売等妨害又は談合）に該当するため。